

平成28年(モ)第4041号 保全異議申立事件

(基本事件:平成28年(ヨ)第154号仮処分命令申立事件)

債権者 部落解放同盟 外5名

債務者 示現舎合同会社

保全異議準備書面(2)

平成28年11月14日

横浜地方裁判所第3民事部保全係 御中

債務者 示現舎合同会社
上記代表者代表社員 宮部 龍彦

第1 債権者準備書面1への反論

1 第1柱書について

債権者は業務妨害の内容を第一から第三まで挙げているが、全て否認する。

(1) 第一について

全国部落調査の復刻が、債権者解放同盟が「行政や企業との関係で積み重ねてきた成果を無に帰するような効果」があったとしても業務の妨害にはあたらない。

そのような論が通用するのであれば、例えばある企業が画期的な製品を発売したことにより、他社が旧来の製品を開発してきた成果が無に帰することになった場合も、画期的な製品の発売は「業務の妨害」であると言わなければならない。

また、債権者が業務と称するものは、実質的には政治的活動である。債務者は貴重な歴史文書を発掘し、その復刻をただけである。それが債

債権者解放同盟の政治的活動に都合が悪いからといって、学問上の成果の発表が許されないのであれば、政治的な都合で学問の自由を制限してよいということであり、極めて危険な考えである。

(2) 第二について

債務者は差別助長行為を行っていないし、具体的に「第三者」が誰なのかも不明で、事実について疎明されていない。

(3) 第三について

全国部落調査は債権者解放同盟の構成員とはそもそも無関係であり、同盟員の人格権とも関係がない。

2 第1第1項 債権者解放同盟の概要について

(1) 部落解放同盟の設立の目的について

これらは歴史的、政治的な経緯であり、業務とは無関係であり、債務者が認否するような性質のものではない。

なお、債権者解放同盟が全国水平社の後継団体を標榜するような主張をしているが、次に述べる通り債権者らは全国水平社の運動とは完全に矛盾した主張をしている。

(2) 債権者解放同盟の構成員について

債務者が何度も述べてきたとおり、債権者解放同盟が部落住民、部落出身者で構成されている事実はない。

昭和8年6月3日のいわゆる「高松裁判事件」判決において、裁判で採用された書面に「米一雪太郎ハ特種部落ノ者デアルガ」「特種部落ニ生シ」「特種部落出身ニシテ」といった記述があったことから、全国水平社は裁判所が解放令を取り消して「特殊部落民」を法律によって改めて認めることであるとして抗議した(乙50)。それを受けて同年9月25日に当時の

司法次官が司法手続きにおいてこれらの言葉を使わないように大審院長、検事総長、地方裁判所長等に通達した(乙29)。その通達文書に添付された財団法人中央融和事業協会(中融協)の文書でも「法制上ニ現存セサル特種部落ナル身分」と明確に述べられている。

全国水平社は自力救済を是とする組織であって、彼らが特殊部落民ないし「エタ」を自称したのは、裁判により法制上の救済を求めるためではない。

それにも関わらず、債権者らが裁判所に提出する書面においてことさら「被差別部落出身者」を自称し、「被差別部落出身者」が「債権者」の立場であることを有賀直樹裁判官が「相当と認め」たことは、法制上存在してはならない身分の存在を司法が認めることであって、全国水平社の運動と矛盾しており、昭和8年9月25日付司法次官通達の趣旨に反する。

(3) 債権者部落解放同盟の「業務」について

否認する。

解放同盟の綱領は政治方針であって、業務とは無関係である。

特に甲31号証2ページ目には「身分意識の強化につながる天皇制および天皇の政治的利用への反対と戸籍制度などの人権を侵害する法や制度の改廃」とあり、これらも解放同盟の業務であるとするなら、天皇制や戸籍制度の維持を主張する出版物を出すことまでも、解放同盟に対する業務妨害とされかねず、債権者の主張は極めて危険なものである。

3 第1第2項 活動の成果に減殺する「業務」妨害について

これらは、債権者の政治的主張に過ぎず、業務とは無関係であり、債務者が認否するような性質のものではない。

4 第1第3項 債務者の行為によって直接発生する「業務」に対する妨害について

これらは、事実であろうとなかろうと、むしろ債権者解放同盟による債務者示現舎への業務妨害であり、同和問題を口実に行政や企業に不当要求を行う「えせ同和行為」である。従って「業務」と呼ぶに値しない。

えせ同和行為に応じることは、部落差別を助長することになるから、新宿の喫茶店で、宮部は債権者らに対し、毅然と拒否したものである。

5 第1第4項 構成員の人格権の侵害による「業務」妨害

そもそも全国部落調査の内容は債権者解放同盟の構成員とは全く無関係であるから。債権者らの主張は全て失当である。

債権者ら勝手に「被差別部落出身者」を自称し、強引に全国部落調査と関連付けようとしているものである。

また、乙29号証によれば中融協は昭和8年の時点で既に「法制上二現存セサル特種部落ナル身分」との認識を持っており、昭和11年に作成された全国部落調査が、債権者が自称する「被差別部落出身者」と結びつくこともあり得ない。

6 第2 多発する戸籍謄本不正取得事件について

戸籍謄本の交付は地方自治体の業務であり、戸籍謄本の不正取得への対策は債権者解放同盟の業務ではない。従って、認否の対象ではない。

なお、戸籍には「部落出身」と書かれているわけでもなく、「壬申戸籍」ですから、部落民であるという趣旨の記載がされたのはごく一部であった(乙30)。戸

籍を「部落地名総鑑」と照合することで部落差別に利用できるわけでもなく、債権者解放同盟により誤った考えが広まってしまった、完全な風評被害である。それを証明するために、債務者の戸籍謄本(乙31)を提出するので、債権者が既に提出している、部落地名総鑑の原典たる全国部落調査と実際に照合し、債務者が「部落出身」であるかどうか判別できるものか試されたい。

第2 全国部落調査の出版禁止は特定団体の政治的主張に与するものであること

部落解放運動団体は債権者解放同盟が唯一のものではなく、他にも自由同和会、全日本同和会、全国地域人権運動総連合(人権連)などの団体があり、それぞれ部落問題に対して異なる認識を持っている(乙32, 33)。

全国部落調査の復刻に対し抗議しているのは、債権者解放同盟を含むごく一部の団体だけである。

自由同和会は2011年に「最近、部落解放同盟が部落地名総鑑を発見したと騒いでいる」と解放同盟を批判し、同和問題を少し勉強すれば同和地区の場所は分かるものであって、大騒ぎする必要はないとの趣旨の主張をした。

もともと自由同和会は「そのような差別を好む者が部落地名総鑑を作成してインターネットに流すなど悪用した場合には、毅然として対処することは当然である」ともしているが、債務者は「差別を好む者」でもないし、全国部落調査はあくまで「部落地名総鑑の原典」であって、むしろ差別解消のために作られた資料である。そのため、債務者は今に至るまで自由同和会の抗議を受けていない。

自由同和会は「今や混住化が進み半数以上は同和関係者以外の人達であることを広報することのほうが部落地名総鑑を無意味にする近道ではないだろうか」と述べている。これに照らせば、債務者は部落地名総鑑のもととなった資料が実は昭和初期のものであり、現在とはまったく状況が異なっていることを示したので、全

國部落調査の復刻は、部落地名総鑑の無意味化に貢献している。

乙34号証は、その自由同和会の主張に人権連が同調し、現在国会で審議されている「部落差別の解消の推進に関する法律案」に反対するために国会議員に要請した文書である。

また、乙35号証はかつて中核派と関わりのあった新左翼系の団体である部落解放同盟全国連合会(全国連)が債務者代表に送ってきた「糾弾状」と称する文書で、債務者らをさんざん罵倒し、「確信犯には実力糾弾も辞さない。「やってもいいんだ!」。胸のつかえを取っ払い、思いを解き放つ。そのような大衆行動こそが今求められる」と脅迫的な文言を用いている。

解放同盟も約40年前の「部落地名総鑑事件」では「昼夜3日徹夜糾弾」を実施し、企業や行政の職員を監禁し、有無を言わず言いなりにした(乙36, 37)。なお、この「糾弾」で企業担当者3人が救急車で搬送され、三菱鉱業セメントの幹部が自殺したとされる(乙49)。解放同盟が「業務」と称する「行政や企業との関係で積み重ねてきた成果」の実態は、このような過去の解放同盟の言動によって形成された、行政や企業関係者による「部落」に対する恐怖に裏打ちされたものである。

本件仮処分は、このような団体である解放同盟・全国連の主張に与する、政治的に偏向した処分である。

債務者らが所属する全国部落解放協議会(全国協)は塩見鮮一郎先生(乙26)と住田一郎先生(乙27, 28)の部落解放理論を全面的に支持し、部落とは何なのかを徹底的に解明して明らかにし、暴露することを無意味化することにより、真の部落解放と研究の自由等を獲得しようとするものである。

全国部落調査出版の是非は、部落問題を無知と恐怖と不寛容により解決しようとする解放同盟・全国連と、知識と対話と寛容により解決しようとする自由同和会・人権連・全国協の、どちらの勢力が正義なのかという問題なのである。

無論、後者が正義であることは明白である。

第3 全国部落調査の復刻は学問の自由に関わる問題であることの補足

「全国部落調査」は様々な部落研究の書籍、論文から引用され、部落研究の基礎資料となっており(乙38ないし47)、その学術的価値は疑いのないものである。また、一部の研究者が全国部落調査を見られる状態にあることは明らかである。

また、部落の場所を知ることは部落の研究に欠かせないものである。例えば、債権者解放同盟の関連団体が発行する部落解放研究においても、部落の場所を国勢調査のデータと突き合わせた研究が行われている(乙48)。

部落解放を実現するためにも、また日本の学問研究をさらに豊かにするためにも、部落研究というものは極めて重要な分野なのであり、その基本となる史料の一つである全国部落調査を封印することは、極めて愚かな行為であると言わざるをえない。部落の有象無象の印象を膨らませ、より強いタブーという印象と、それに対する無言の悪印象のみを増大させる結果にしかならず、実際の部落の姿そのものも封印してしまうからである。

学問の自由は、自由民主主義社会の根幹の理念の一つで、それが失われた時にどのようなことが起こるのかは、戦前の天皇機関説や統帥権の議論を見てもその帰結は明らかである。

債権者解放同盟の請求で全国部落調査を発行禁止にできるということは、全国部落調査に類する情報のみならず、関連する研究・議論を債権者解放同盟が独占することに等しい。本件仮処分は人々が正しい知識を得る機会を奪い、既存の研究の検証すら不可能にし、債権者解放同盟にとってだけ都合の良い知識だけを、債権者解放同盟に従順な研究者を通してしか得られないようにする、極めて反民主主義的・反自由主義的な処分である。

学問は誰にでも開かれているものであって、特権的な研究者のみが許されたものではない。債権者解放同盟の主張は「人は差別をするから情報をほしいままにして洗脳しなければ差別はなくなる」ということであって、それこそ大衆蔑視で、差別的な考えである。

以上